

# TOPICS

ライフプランを考えるときに知っておきたい話題を取り上げて解説します



**POINT**

少子高齢化や長寿化に対応し、公的年金の「繰下げ」の期間が75歳まで拡大されたほか、パート労働者の厚生年金の加入要件緩和、私的年金の加入可能年齢の拡大も。

## 年金制度改革法が公布。 一部を除き、令和4年から施行

令和2年（2020年）6月に年金制度改革法が公布され、少子高齢化や長寿化に対応した改正が、一部を除き、令和4年（2022年）から施行されることになりました。ここでは、改正の柱である「年金の支給開始時期の拡大」「厚生年金の短期労働者への適用拡大」「在職老齢年金の基準額の引き上げ」のほか、私的年金である「iDeCoの加入可能年齢・支給開始年齢の拡大」や「企業型DCとiDeCoの併用」についても解説していきます。

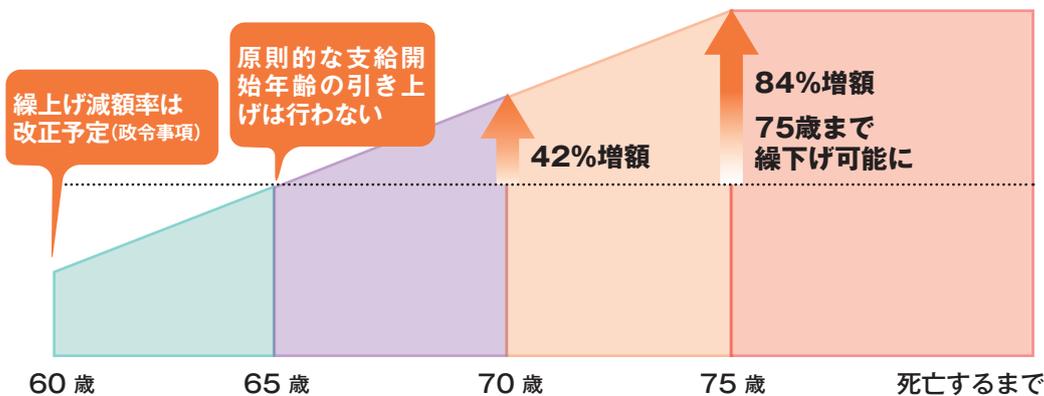
### 年金の支給開始時期の拡大

公的年金は65歳から受け取れることを原則としていますが、希望すれば60歳から70歳の間に受け取りを開始することができます。65歳より前に受給することを「繰上げ」、原則66歳以降に受給することを「繰下げ」と言います。この「繰下げ」の期間が改正により75歳にまで拡大されます。

「繰上げ」に伴う減額率も改正される見込みです。現在、「繰上げ」を選択する

【図表1】公的年金の繰上げ・繰下げのイメージ

令和4年（2022年）4月から実施予定



請求時年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
減額・増額率 ( )内は改正予定	△30% (△24%)	△24% (△19.2%)	△18% (△14.4%)	△12% (△9.6%)	△6% (△4.8%)	—

66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%

71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
50.4%	58.8%	67.2%	75.6%	84%



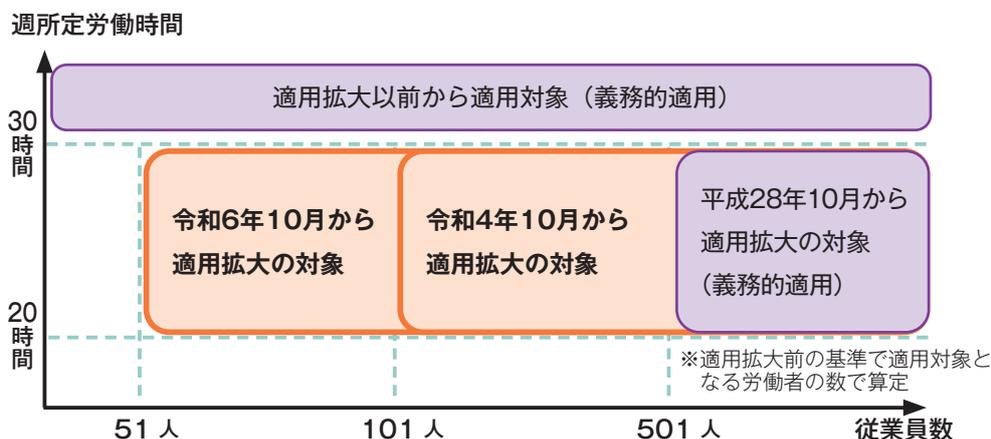
ブレイン社会保険労務士法人  
代表社員

北村 庄吾

[きたむら・しょうご]  
1961年、熊本県出身。中央大学卒業。社会保険労務士・行政書士・ファイナンシャル・プランナー。ブレイン社会保険労務士法人代表社員。「年金博士」として、テレビ・雑誌で活躍中。

出典：厚生労働省資料をもとにブレイン社会保険労務士法人が作成

【図表2】厚生年金の短時間労働者への適用拡大のイメージ



出典：厚生労働省資料をもとにブレイン社会保険労務士法人が作成

と、1カ月当たり0.5%減額されること、改正後は1カ月当たり0.4%減額され、最大で24%減額されることとなります。また「繰下げ」を選択すると、年金は1カ月当たり0.7%増額されますので、75歳まで繰下げが可能となる改正後は、最大で84%増額されることとなります【図表1】。

「繰上げ」は、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に行わなければなりません。 「繰下げ」は、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰り下げる他、一方だけ繰下げたり、別々の年齢まで繰下げたりすることも可能です。

「繰上げ」や「繰下げ」は、一度選択してしまつと、その後の変更ができません。特に「繰上げ」を選択した場合には、減額された額の年金を生涯受け取ることになりますので、ご自身の健康状態や、収入、預貯金の額等、様々な点を考慮して慎重に選択すべきでしょう。

### 厚生年金の短時間労働者への適用拡大

パートで働く人の多くは、現在、厚生年金に加入していません。加入するには一定の要件があるためですが、改正によりこの要件が緩和されることになりました。現在「労働時間が週20時間以上」「賃金が月8万8000円以上」等の要件に該当し、「従業員501人以上の企業」に勤める短時間労働者が原則適用となっているところ、この従業員の基準が引き下げられ、令和4年(2022年)10月からは「101人以上」、令和6年(2024年)10月からは「51人以上」の企業が適用となります【図表2】。

要件に該当すれば、厚生年金保険料とあわせて健康保険料を負担することになりますので、目の負担は増えますが、将来受け取る年金は、国民年金と厚生年金の2階建てになり、確実に増額します。さらに、病気やケガで就業できなくなった場合に、所得補償である「傷病手当金」を健康保険から受け取ることもできます。

中小企業で働くパートタイマー65万人が新たに適用となると見込まれています。ご自身やご家族に該当する可能性がないかどうか確認されると良いでしょう。

### 在職老齢年金の基準額の引き上げ

「在職老齢年金」とは、就労している60歳以上の老齢厚生年金の受給者の年金月額と賃金の合計額が、一定額を超えた場合に年金を支給停止する仕組みのことです。現行では、65歳未満は28万円、65歳以上は47万円を超えた場合に支給が停止されますが、改正後は、65歳未満の基準額も47万円に引き上げられることになりました【次頁の図表3】。計算式が一つになり、年金月額と賃金から47万円を引いた残りの半分の額が支給停止となります。

一例をあげましょう。現在63歳で、賃金の月額が30万円、老齢厚生年金の月額が10万円の人は、在職老齢年金の仕組みによ

【図表3】在職老齢年金の基準額の引き上げ



り減額され、4万円しか年金を受けとることができません。しかし、基準額が上がることで、改正後は年金10万円の全額を受給できるようになります。

ただし、この改正の影響を受けるのは、「特別支給の老齢厚生年金」を受け取ることができずの人に限られます。その対象は、男性は昭和36年（1961年）4月1日、女性は昭和41年（1966年）4月1日より前に生まれた人になります。

**iDeCoの加入可能年齢・受給開始年齢の拡大**

ここまでは、公的年金の主な改正点について解説してきましたが、私的年金についても改正が行われます。

確定拠出年金（DC）は、自分で作る年金制度と言われるもので、ご自身や会社が毎月掛け金を拠出して、運用します。会社が掛け金を拠出するものを「企業型」、ご自身で掛け金を拠出するものを「個人型（iDeCo）」と言いますが、今回の改正ではこれらの加入可能年齢が【図表4】のとおり引き上げられます。

iDeCoは、現在、60歳未満を対象にしているところ、改正後は65歳未満にまで延長されます（企業型DCについては、企業によって加入できる年齢が異なるため、ここでは割愛します）。iDeCoへの加入には、国民年

金の被保険者であることが要件となりますので、60歳以降も就労して厚生年金の被保険者である人や、国民年金に任意加入している自営業者等が改正の影響を受けることとなります。高齢期の就労が拡大していることを踏まえた改正と言えるでしょう。

【図表4】加入可能年齢の引き上げ

	変更前	変更後
企業型DCに加入できる方*	65歳未満	70歳未満
iDeCoに加入できる方	60歳未満の国民年金被保険者	65歳未満の国民年金被保険者

\*企業によって加入できる年齢が異なります

また、DCの受給開始年齢の幅が広がります。現行制度下では、60歳から70歳の間で加入者が自由に選択することができ、改正後は60歳から75歳までに拡大します。公的年金の繰下げが75歳にまで可能になることに併せたものです。

先に述べたように、公的年金は、受給開始時期を遅らせれば遅らせるだけ年金額が増える仕組みですが、DCの場合、年金額の増減はご自身の運用結果次第です。特にiDeCoでは、ご自身で口座管理料を負担しなければなりませんので、運用が芳しくなければ実質的に目減りしていく可能性があることは

押さえておきたいところです。

**企業型DCとiDeCoの併用**

企業型DCの加入者は、iDeCoにも加入できますが、会社が規約を変更し、掛け金の限度額を下げなければ2つを併用することができないため、現行制度下ではほとんど活用できていません。そこで、令和4年10月からは、これを容易にするため、規約変更なしで併用できるよう改正が行われます。

DCは、法令で企業型、個人型それぞれに掛け金の限度額が定められており、企業型DCの会社掛け金とその限度額に満たない場合、個人がiDeCoを使って掛け金を拠出することができます。

例えば、企業年金が企業型DCだけの会社では、掛け金の限度額は月5万5000円と規定されていますが、会社掛け金が1万円の場合、改正後は、iDeCoの掛け金の上限額である2万円までご自身で拠出できるようになります。節税メリットをより享受できるようにしますので、積極的に利用したいものです。

この他にも、少子高齢化、長寿化を見据えた改正が行われます。この機会に高齢期のライフプランを一度じっくりと考えてみると良いのではないのでしょうか。